



水道料金改定に係る再検討 結果と今後の対応について

全員協議会資料

2022（令和4）年5月13日

豊岡市上下水道部水道課



目 次

1	水道料金改定検討の経緯	…	2
2	再検討の内容	…	3
3	再検討の結論	…	13

1 水道料金改定検討の経緯

令和3年12月定例会 条例改正案提案 → 継続審査

令和4年2月臨時会 条例改正案撤回（2月3日）

- 撤回理由は、2022（令和4）年1月以降のオミクロン株の感染急拡大による社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、施行期日等の再検討が必要と判断したため。

2 再検討の内容 (1) 料金改定時期再検討について

- 水道事業経営基盤安定のため、水道料金の改定は必要。できるだけ早期が望ましい。
 - コロナ禍をにらみ、「2022（令和4）年10月1日」の改定を検討したが、2月に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻等の要因により、経済動向はさらに不透明な状況となったため、年内の改定は困難であると判断した。
 - 市民生活を考慮して、適切な周知期間の確保が必要という観点でも検討した。
- 市民生活と水道事業の経営、両方のバランスを考慮し、「2023（令和5）年4月1日」改定として検討を進める。

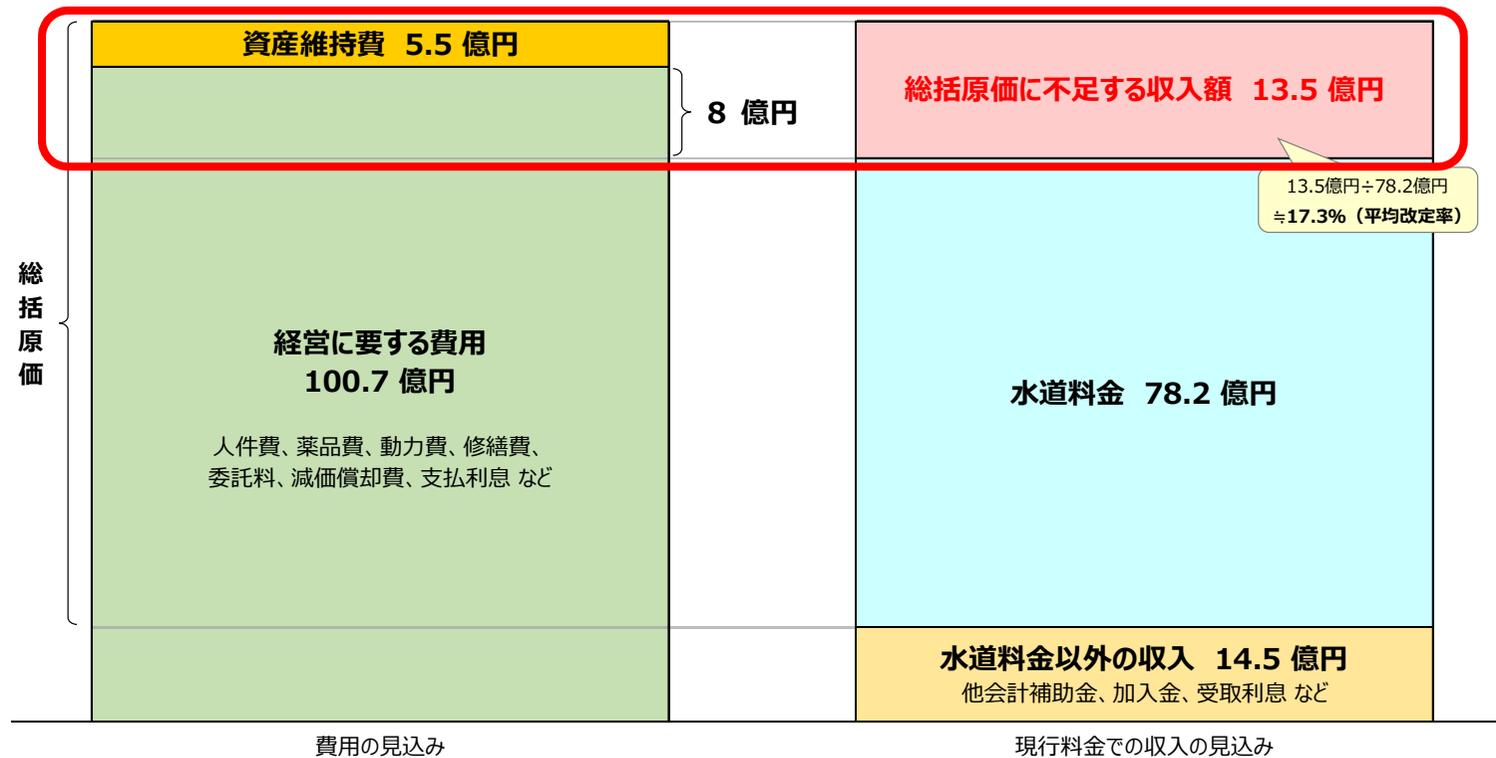
2 再検討の内容 (2) 料金算定期間について

- ・ 今料金算定期間は、2022～2026（令和4～8）年度とする。

※次期料金算定期間（2027～2031（令和9～13）年度）の検討スケジュールは、説明・周知の期間を十分確保するため、今回より早く、2025（令和7）年度開始とする。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ①

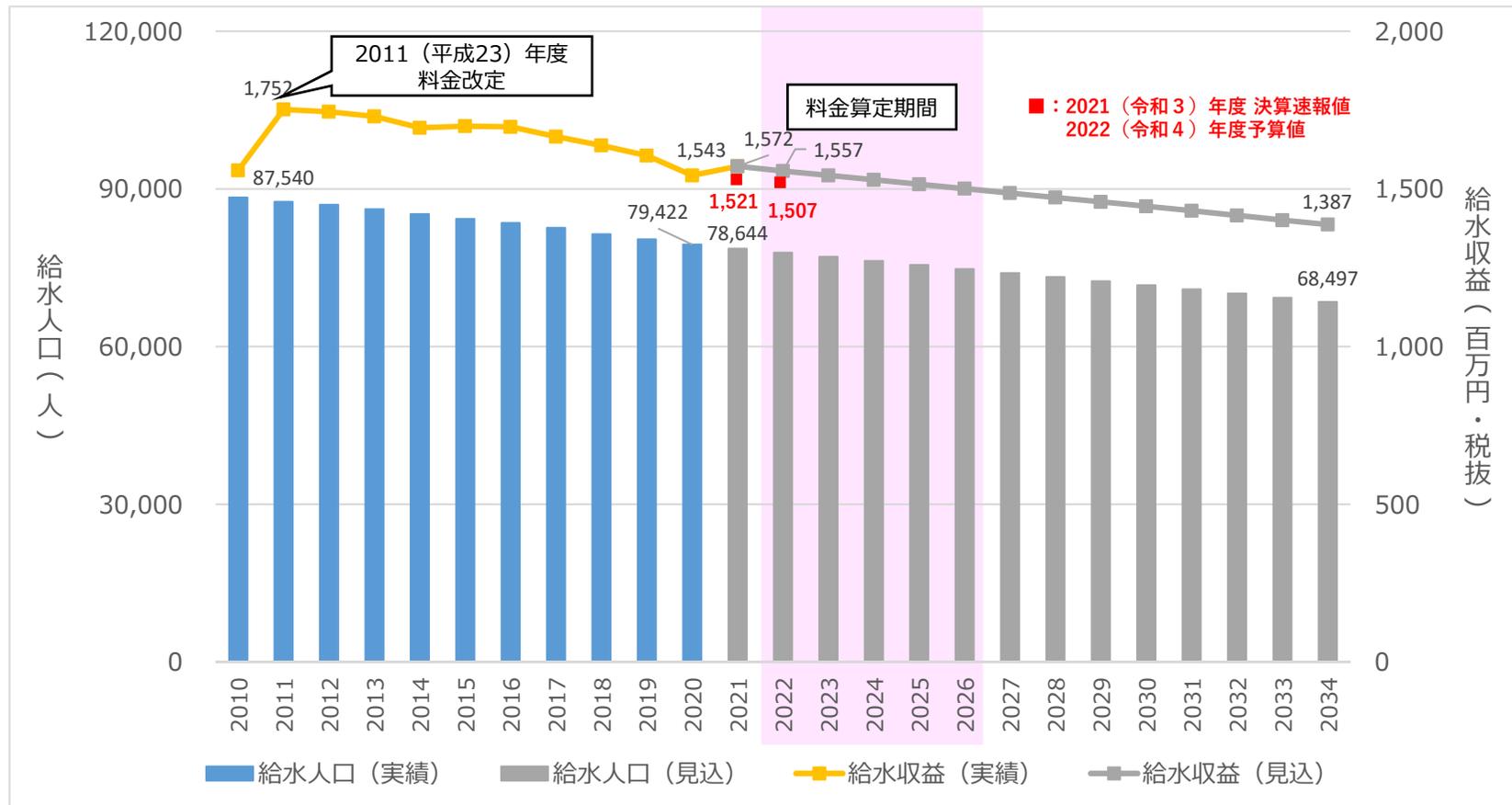
当初検討時の2022～2026（令和4～8）年度の費用と収入の見込み



現行料金の場合の収支不足見込額 8 億円、健全な経営を維持するための資産維持費相当額 5.5 億円、計 13.5 億円の増収が必要と想定し、そのためには平均改定率 17.3% の値上げとなる改定が必要と試算していた。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ②

現行料金の場合の今後の給水収益（料金収入）の見込み



- ・当初検討時はコロナの影響を予測できないため考慮しないこととしていたが、2021（令和3）年度の料金収入は検討時の想定よりも約5,000万円少ない見込み。
- ・現時点では2022（令和4）年度も同様の影響を受けるという前提で検討する。2023（令和5）年度以降は、各種施策により水需要が回復すれば料金収入も回復すると想定する。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ③

支出の見込み (物価についての検討)

- ・現時点では、総務省が発表する「消費者物価指数」の「生鮮食品を除く総合指数」の直近の指数を用いて費用の増額を試算する。

※2022 (令和4) 年4月22日発表

2022 (令和4) 年3月分 生鮮食品を除く総合指数

「100.9」前年同月比は0.8%の上昇

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ④

平均改定率の試算、当初検討試算内容との比較

- 前述の内容を踏まえ、2022（令和4）年度の料金収入を下方修正し、支出を上方修正して2022～2026（令和4～8）年度の必要平均改定率を試算すると、**約18.3%**となる。

（単位：億円）

	当初検討	再検討	増減
料金収入 合計	78.2	77.7	△ 0.5
総括原価 合計	91.7	91.9	0.2
費用	86.2	86.4	0.2
資産維持費	5.5	5.5	0.0
料金収入－総括原価	△ 13.5	△ 14.2	△ 0.7
うち収支不足見込額	△ 8.0	△ 8.7	△ 0.7
必要平均改定率	17.3%	18.3%	1.0%

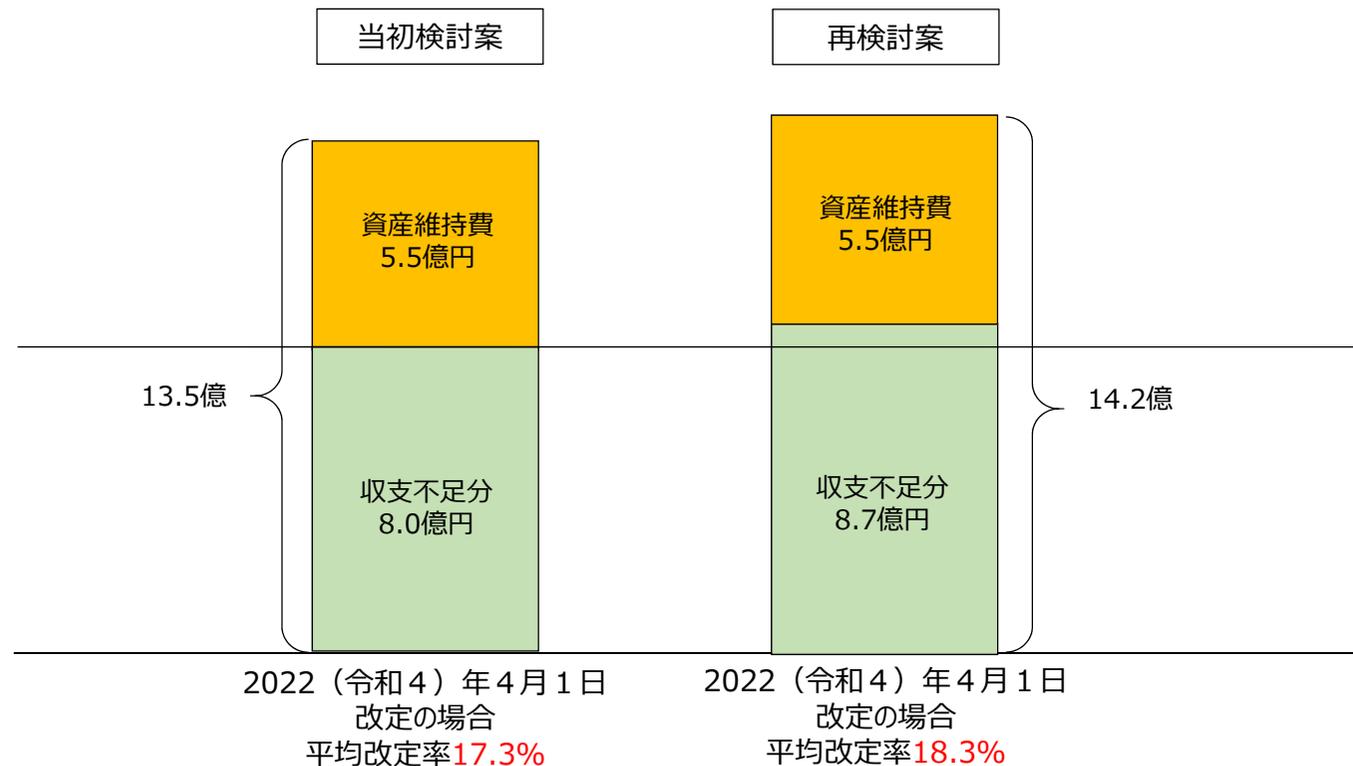
※ どちらも2022（令和4）年4月1日改定の場合の必要平均改定率。

※ 料金収入には、特別料金差額に係る一般会計からの繰入金を含む。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ⑤

当初検討試算内容との比較 (続き)

- 当初検討案、再検討案の総括原価不足額（増収を目指すべき額。P 5 参照）を比較すると次のようになる。



2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ⑥

再検討案の評価

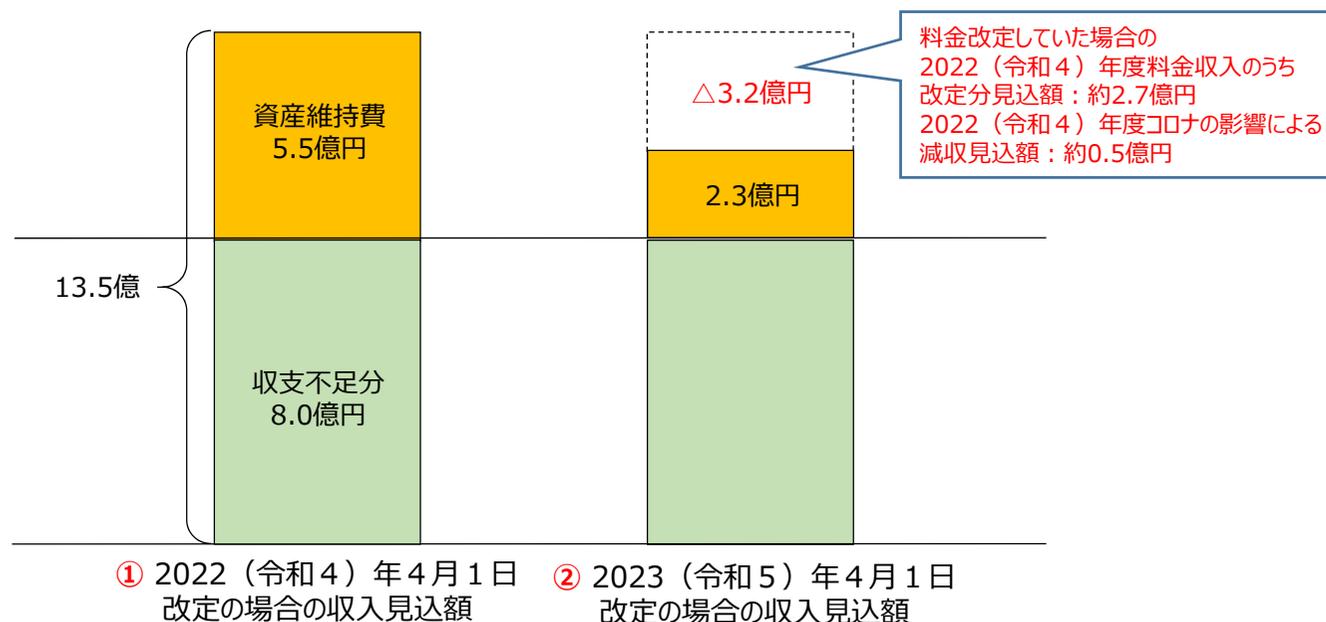
- 再検討案は、高いという意見が寄せられた12月議会提案の内容（当初検討案）よりもさらに高い。
（メーター口径13mm、1月の使用水量20m³の場合）
当初検討案（17.3%）+572円
→再検討案（18.3%）+616円
- また、政府の物価安定策も積極的に行われている中、現時点では現在の物価高騰傾向がいつまで続くかの判断は非常に困難であり、5年間のスパンで考えたとき、この再検討案は結果として過大な値上げとなる可能性もあり得る。

→現在の社会経済情勢を考えると、適切でないと考える。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ⑦

当初検討案での検討

- 当初検討案で2023（令和5）年4月1日改定とした場合の2022～2026（令和4～8）年度総括原価不足額に対する収入見込みは②のようになる。



※②では、当初検討案から2022（令和4）年度の料金収入額を再検討案と同様に下方修正しているが、支出（このグラフでは「収支不足分」に現れる）は当初検討案から修正していない。
再検討案は、収入は2022（令和4）年度の料金収入は年間通じて2021（令和3）年度と同様の影響を受け、支出は現時点の物価の傾向が5年間続くものとして計算しているが、2022（令和4）年度中に料金収入が回復基調になれば収支不足はその分相殺されることになるため、料金収入のみ修正しているもの。

2 再検討の内容 (3) 改定内容の再検討について ⑧

当初検討案での検討 (続き)

- 当初検討案の内容で2023（令和5）年4月1日改定とした場合、当初案と比較しても、**資産維持費は当初の想定より大幅に少なくなるが、ある程度は確保できる見込み。**
- 改定時期をこれ以上先送りにした場合は、収支不足を賄えなくなる可能性がある。

3 再検討の結論 (1)

- 以上のとおり、長引くコロナの影響や、原油価格をはじめとした諸物価の高騰傾向など、今後の経済状況が不透明な中、水道料金改定の必要性と市民生活への影響を考慮して検討した結果、改定時期は「2023（令和5）年4月1日」とし、改定内容は昨年12月議会の提案と同じ内容の平均改定率「17.3%」とするということが最善であると判断した。
- この場合、企業債償還のための資金として想定していた資産維持費が本来求めていた額を下回る。その分は将来世代への先送りとなるが、現在の状況を考えるとやむを得ないと判断した。

3 再検討の結論 (2)

- また、これにより今料金算定期間5年間の収支は当初検討時の見込みより悪化することになるが、改定後の料金は他市町と比較しても突出して高額というわけではなく、経営存続にかかる緊急の危機という状況ではない中で、独立採算の原則を曲げるべきではないという考えから、収支悪化を補うための一般会計からの繰入れは行わないこととする。
- なお、料金算定期間は5年間を基本としているが、仮に料金収入が想定以上に落ち込む等、収支不足が発生するおそれが高くなった場合は、今料金算定期間中であっても改めて検討を行うこととする。